

「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」素案に関する
意見募集（パブリックコメント）の実施について

県では、平成26年度から、「ふるさと秋田」の元気を創り上げるため、県民の皆様とともに、県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる施策・事業を全力で進めてきました。

今年度は、プラン推進期間の最終年度となることから、これまでの取組の成果を生かしつつ、時代の潮流や社会経済情勢を踏まえながら、引き続き、人口減少や少子高齢化等の様々な課題の解決に向けた施策・事業を推進するため、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の策定に取り組んでおります。

つきましては、県民の皆様からのご意見を第3期プランへ反映させるため、素案に関するご意見を募集します。

- 1 計画の名称 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」素案
- 2 関係資料等の公表場所
秋田県企画振興部総合政策課（県庁本庁舎3階）
秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課
美の国あきたネット（総合政策課のページ）
（URL）
<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30319>
- 3 意見の提出期間 平成29年12月12日（火）から
平成30年 1月12日（金）まで（必着）
- 4 意見の提出方法
郵便、ファクシミリ、電子メール（様式は別紙のとおり。）
- 5 意見提出の際の留意事項
・いずれの方法による意見提出の場合も、住所・氏名を明記してください。（住所、氏名を明記していない場合は、意見提出として扱わない場合もあります。）
- 6 提出された意見の公表
・提出いただいたご意見については、県の考え方を付し、美の国あきたネットにて内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。
・同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。
・案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。
- 7 意見の提出先
秋田県企画振興部総合政策課 計画・評価班

[郵便] 〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1

[FAX] 018-860-3873

[電子メール] seisaku@pref.akita.lg.jp